

対面による相談業務休止に伴う連絡・お問合せ先一覧 ※3密を回避する形態での再開に向けて調整中です。各相談業務で再開時期が異なる場合があります。

No.	相談名・内容	業務実施状況	電話による相談先	お問い合わせ先
1	税理士税務相談(予約制)	当面の間休止		財政局市民税管理課 044-200-2236
2	人権相談	当面の間休止	・横浜地方法務局川崎支局(常設人権相談所) 電話 044-244-4166 ・インターネットによる相談(24時間受付) <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</a>	市民文化局人権男女共同参画室 044-200-2316
3	弁護士相談	当面の間休止	神奈川県弁護士会 川崎法律相談センター 総合法律相談、家庭の法律相談、離婚・相続相談 ※6/30まで実施 予約電話番号 044-223-1149(平日10:00~16:00)	市民文化局市民活動推進課 044-200-2349
4	弁護士相談(予約制)	当面の間休止		
5	住宅相談	当面の間休止	川崎市住宅相談運営委員会 044-233-3947	経済労働局労働雇用部 044-200-2242
6	司法書士相談	当面の間休止	神奈川県司法書士会 045-641-1348 平日13時~16時	市民文化局市民活動推進課 044-200-2349
7	認定司法書士相談(予約制)	当面の間休止		
8	行政書士の相続・遺言・成年後見相談	当面の間休止	神奈川県行政書士会 045-228-8985 火曜日・水曜日13時~16時	
9	弁護士交通事故相談(予約制)	当面の間休止		市民文化局地域安全推進課 044-200-2266
10	労働相談	当面の間休止	川崎市経済労働局労働雇用部 044-200-2272 中原区役所地域振興課相談窓口 044-744-3156	経済労働局労働雇用部 044-200-2298
11	宅地建物相談	当面の間休止	かながわ県民センター 045-312-1121	市民文化局市民活動推進課 044-200-2349
12	まちづくり相談	当面の間休止	川崎市まちづくり局まちづくり調整課 044-200-2938	まちづくり局まちづくり調整課 044-200-2938
13	税務相談員による税務相談	当面の間休止		財政局市民税管理課 044-200-2236
14	交通事故相談	電話相談にて実施	044-861-3141	市民文化局地域安全推進課 044-200-2266
15	行政相談	電話相談にて実施	総務省神奈川行政評価事務所 0570-090110(行政相談専用ナビダイヤル)	市民文化局市民活動推進課 044-200-2349

通常どおり実施するもの

1	市民相談	通常どおり実施		市民文化局市民活動推進課 044-200-2349
2	ろうあ者相談・難聴者相談	通常どおり実施	川崎市聴覚障害者情報文化センター TEL 044-798-8800 /FAX 044-798-8804	健康福祉局障害福祉課 044-200-2676